平成24年度 京都府立大学地域貢献型特別研究 (ACTR) 成果

研究代表者: 公共政策学部 職・氏名: 准教授・瀬々敦子

研究協力者:社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 福祉部長 秋元正保氏

主な連携機関(所在市町村、機関(部署)名)

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

【研究活動の要約】

日常生活自立支援事業とは、地域の社会福祉協議会(社協)が行う、判断能力の低下したお年寄り等の金銭管理のサポート(代わりに銀行に行って各種支払や年金の引出等を行うなど)を主とするものですが、利用者と社協の契約に基づくサービスであるため、利用者が認知症の進行等で完全に契約能力を喪失してしまった場合は、もう利用できず、かわりに民法上の成年後見制度に移行しなければなりません。ところが、親族がおらず後見人のなり手がいない、低所得で報酬が支払えない(京都市では利用者の7割が生活保護世帯です)等の問題でなかなか移行がスムーズにいかないという問題があります。

そこで、京都府内の実態とともに全国の先進事例を訪問調査し、京都でどのようにしてこの問題を解決していったらいいかを調査したのが本研究です。

【研究活動の成果】

(最も端的な成果について、分かりやすく御記入ください。)

1. 京都府の問題と解決の緒がわかったこと

上記の問題について、全国の多くの社協(30以上の県内に実績あり)では、自らが法人後見人になることで解決しています。京都府内には実績がなかったのが、2012年に京都市と綾部市が法人後見業務を開始したことは大きな前進です。

また、全国の先進的社協の中には、判断力が十分ある間に、契約能力喪失時や死亡後にまで備えて、日常生活自立支援契約の予約、任意後見契約(能力喪失時に社協が後見人になる)、遺言作成支援など、まさに住民のライフ・トータル・ケアを行うところもあり、京都にとって大いに参考にすべき事例と考えられます。

2. 専門職後見人との連携

成年後見人のなり手としては、司法書士や行政書士などの専門職も考えられますが、本研究遂行の過程で、リーガル・サポート(成年後見業務を行うための司法書士の組織)京都支部や京都府行政書士会と情報交換を行い、次項に記載の通り、研修の講師を依頼されるなどして、問題意識を共有し、今後この問題の解決のために連携して研究を深めていくことが可能になりました。

3. 市民後見人養成

また、成年後見人のなり手として注目を集めている市民後見人については、2012 年 4 月に老人福祉法が改正され、市町村にその養成について努力義務が課されたのを受けて、京都市は養成事業を開始しました。この事業についても、全国の先進事例を実態調査しましたので、その情報をお役立ていただくことが可能です。

【研究成果の還元】

1. 2012/12/14 リーガル・サポート京都支部主催の研修会(京都司法書士会館にて)

タイトル「京都府の状況と全国の先進事例の比較から見た権利擁護事業および市民後見人養成事業における司法書士の役割」リーガル・サポート京都支部会員司法書士等約20名参加。

2. 2012/12/19 京都府行政書士会主催の研修会(中小企業会館にて)

タイトル「権利擁護事業等の公的な老人福祉事業における専門職後見人としての行政書士の役割の現状と展望」京都府行政書士会会員等48名参加。

3. 2013/3/5 ACTR 研究成果報告会 (府立大学にて)

瀬々敦子著『金融取引法の現代的課題』(晃洋書房 2013 年) 第六章に所収。書店で購入可(研究代表者 にご連絡いただければ著者割引でお分けします)。府大図書館でも閲覧可能。

【お問い合わせ先】 公共政策学部(研究科) 瀬々研究室 准教授 氏名 瀬々敦子

Tel: 075-703-5166 E-mail: sese@kpu.ac.jp

参考(イメージ図、活動写真等)

1. 2012年12月14日 リーガル・サポート京都支部主催の研修会(京都司法書士会館にて)



2. 2012 年 12 月 19 日京都府行政書士会主催の研修会(中小企業会館にて)



3. 2013年3月5日 ACTR報告会(府立大学)

